## 議員提出議案第5号

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例 の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第 13条の規定により提出いたします。

令和2年11月24日

川崎市議会議長 山 崎 直 史 様

提出者 川崎市議会議員 橋 本 勝

川 田 晴 彦

n 岩 隈 千 尋

票 田 裕 之

m 飯 塚 正 良

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例 の一部を改正する条例

第1条 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条 例(平成20年川崎市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条 例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。 附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

## 提案理由

議会議員の期末手当の額を改定するため、この条例を制定するものである。